

令和8年3月16日

報道機関各位

伊勢崎市居住支援協議会の設立について

建設部住宅課

伊勢崎市居住支援協議会の設立についてお知らせするものです。

1 概要

(1) 居住支援協議会とは

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、日本の国籍を有しない者など、住宅の確保に特に配慮を要する人たち（住宅確保要配慮者と呼びます）及び民間賃貸住宅の賃貸人への情報提供や、円滑な入居の促進に関し必要な措置などについて協議する場として、住宅セーフティネット法に規定された会議体です。

本市における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的として設立するものです。

(2) 居住支援協議会の構成員

福祉関係団体として伊勢崎市社会福祉協議会、不動産関係団体として宅地建物取引業協会伊勢崎支部、居住支援団体として市内外の宅建業者やNPO法人などの居住支援法人が参画しています。庁内においては、福祉や住宅などに関わる7所属となっています。

《福祉関係団体》

- ・社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会

《不動産関係団体》

- ・群馬県宅地建物取引業協会 伊勢崎支部

《医療関係団体》

- ・群馬県立精神医療センター

《居住支援団体(居住支援法人)》

- ・株式会社グリーンハウジング
- ・株式会社V S I 都市開発
- ・特定非営利活動法人ほほえみの会
- ・株式会社メモリアル
- ・ジェイリース株式会社
- ・株式会社ランドアーク
- ・行政書士法人前橋許認可事務所

《伊勢崎市》

- ・市民部人権課
- ・市民部多文化共生課
- ・福祉こども部社会福祉課
- ・福祉こども部障害福祉課（障害者センター）
- ・長寿社会部高齢政策課
- ・長寿社会部地域包括支援センター
- ・建設部住宅課

(3) 居住支援協議会の役割

居住支援協議会の主な役割は、地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」として、居住支援に関する課題について、関係団体等が必要なときに連携・協議し、お互いの得意分野・専門分野を活用することで適切な支援と課題の解決を円滑に進めることができる仕組みを整備することです。

今後、単身高齢者などの住宅確保要配慮者が増加していく中で、地域の居住支援体制整備のいっそうの推進が期待されています。



地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」

2 設立日 令和8年4月1日（水）

問い合わせ先 住宅課 井上 TEL0270-27-2764
内線 2332